

城内実内閣府特命担当大臣
(経済財政政策・規制改革)殿

日本再起への次なる一手
～規制改革を中核とする経済成長戦略～

令和8年6月16日



代表 吉村洋文
共同代表 藤田文武

日本再起への次なる一手 ～規制改革を中核とする経済成長戦略～

令和8年6月〇日

日本維新の会 政務調査会

日本維新の会は結党以来、既得権益と戦い、納税者の立場から徹底した行財政改革と規制改革を断行することを党是としてきた。綱領が掲げる「自立する個人、自立する地域、自立する国家」の理念は、過剰な規制に縛られた経済社会を解き放ち、個人の挑戦と地域の創意工夫を最大限に引き出すことを通じてはじめて実現される。我が党は、国政・地方政治の双方において、規制改革政党として一貫して改革の旗を掲げ続けてきた。

人口減少と低成長が常態化し、AIをはじめとする破壊的技術が国際競争の地殻変動を引き起こす中、日本が再び成長軌道に戻るためには、既存の規制を時代に合わせて大胆に見直し、新たな挑戦を後押しする制度環境を整えることが不可欠である。規制改革はもはや個別業界の問題ではなく、国家の基本戦略そのものに他ならない。

令和七年十月、自由民主党と日本維新の会は連立政権合意書を締結し、「日本再起への12本の矢」として具体的な政策パッケージに合意した。その後、社会保障改革など両党の協議体の定期開催、国家情報会議設置法案や副首都推進法案といった重要法案の特別国会への提出など、合意事項は着実に実装段階へと進みつつある。一方、規制改革については、令和七年末に与党間で取りまとめた「令和8年度予算編成大綱」において、新たに「規制改革の推進」の項目を設け、既得権益化した規制の見直しを強力に推進する方針を明記したところである。今こそ、「12本の矢」に続く次なる目玉として、規制改革を本格的に加速させるべき局面にある。

本年四月、経済財政諮問会議において、高市内閣総理大臣より、本年の骨太方針を、内閣の経済財政運営の方針を明確に示す真に骨太なものとし、簡潔・分かりやすい・メッセージ性のある内容とする方針が示された。我が党は、長年掲げてきた「徹底した行財政改革」「規制改革」の改革哲学を、国の経済財政運営の根幹に位置づけるべきと考えており、従前の骨太方針に見られる個別の政策・事業の羅列を超えて、「何をやめるか」「何を変えるか」を明確にする大胆な政策転換のビジョンを前面に打ち出すことが、現下の局面において求められている。経済成長の起爆剤として、既得権益化した規制の打破を含む規制改革を、本年の骨太方針の最重要柱として位置づけることが不可欠である。本提言は、こうした問題意識に立脚し、規制改革を国家戦略の中核として推進するための具体的な方策を、政府に対して示すものである。

本提言は、第一に「総論」において、骨太方針における規制改革の明確な位置づけ、規制改革推進体制の強化、規制改革の道具立ての活用促進と再構築という三つの観点から、規制改革を国家戦略の中核として推進するための条件整備を示したうえで、第二に「各論」において、副首都の実現に向けた官民連携・規制緩和の活用及びAI時代の社会実装をはじめ、各分野における社会実装の加速のための具体的な改革事項を提示する。

政府におかれては、本提言の趣旨を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、「日本成長戦略」、「規制改革実施計画」への反映及び政府全体の体制強化を通じて、規制改革を中核とする経済成長を実現することを期待するものである。我が党は、本提言を踏まえた政府の規制改革の推進を、強い決意をもって後押ししていく所存である。

目次

1 総論	3
(1) 骨太方針における規制改革の明確な位置づけ.....	3
① 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」における規制改革の独立項目としての位置づけ	3
② 規制改革実施計画と骨太方針との連動の強化.....	3
(2) 規制改革推進体制の強化.....	4
① 既得権益と政治的影響力との結びつきによる改革停滞構造の打破.....	4
② AI時代の改革推進体制の構築	4
③ 規制改革推進会議事務局の抜本的強化	5
(3) 規制改革の道具立ての活用促進と再構築.....	5
① 規制改革の道具立ての活用実績の検証と形骸化制度の再構築.....	5
② ノーアクションレター制度の抜本の見直し.....	6
③ 規制のサンドボックス制度の利用拡大に向けた審査の迅速化・本制度化ルートの明確化.....	6
④ 規制の総量管理及びサンセット方式の導入	6
2 各論	7
(1) 副首都の実現に向けた官民連携・規制緩和の活用	7
① 副首都の実現に向けた政府機能の集約・強化と官民連携・規制緩和の活用.....	7
② 副首都を活用した先進的な規制改革の集中的実装.....	8
(2) AI時代における社会実装の加速	8
① AIを活用した新サービスに係る予見可能性の向上	8
② 事後監督型・ネガティブリスト型規制へのAI・デジタル分野における重心移行	9
③ AIをめぐる事故時の責任構造の整理	9
(3) 移動・交通分野における社会実装の加速	9
① ライドシェアの本格導入	9
② 自動運転レベル4の社会実装	10
③ 次世代モビリティの社会実装を支える基盤整備.....	11
(4) 医療・介護分野における社会実装の加速	11
① 医療等データの利活用の抜本的拡大	11
② 医療現場におけるタスクシフト・タスクシェアの推進.....	12
③ 医療AIの社会実装.....	12
④ 医療法人の経営に関する制度の在り方の検討	12
⑤ かかりつけ医機能の強化に向けた総合診療科の制度的位置づけの見直し.....	13
(5) 労働分野における社会実装の加速.....	13
① 高度専門人材に係る労働時間規制の弾力化	13
② 副業・兼業に係る労働時間通算規定の見直し	13
③ 解雇無効時の金銭救済制度の創設に向けた検討	14
終わりに	14

Ⅰ 総論

規制改革は、(a) 国家戦略としての位置づけ、(b) 改革の検討と決定、(c) 改革の実装と実現、という三つの段階からなるサイクルとして進行する。すなわち、まず政府の最上位の政策文書において、規制改革が国家戦略の中核として明確に位置づけられることにより、各府省横断の取組としての方向性が定まる(What:何を中核に据えるか)。次に、その方針の下で、推進主体が、既得権益との対峙を含む政治的責任を引き受け、具体的改革事項を検討し決定する(Who & How:誰がどのように決めるか)。そして、決定された改革を現場で実現するための制度的な道具立てが、機能する形で活用されることにより、改革は実装段階に至る(Tools:どのような道具立てで実装するか)。これら三つの段階は相互に補完し合うものであり、いずれもが揃ってはじめて、規制改革は国家戦略としての実効性を発揮する。

我が国においては、規制改革推進会議における精力的な検討を通じて毎年の規制改革実施計画が着実に策定されるなど、これまでも規制改革の取組が積み重ねられてきた。AI時代を迎え、社会経済構造の变革が国際競争の鍵となる今、これまでの取組をさらに一段引き上げ、三つの段階それぞれをより強固なものへと進化させていくことが、現下の局面において強く求められている。

総論においては、こうした観点から、規制改革を国家戦略の中核として推進するための条件整備として、第一段階(What)に対応するものとして「骨太方針における規制改革の明確な位置づけ」、第二段階(Who & How)に対応するものとして「規制改革推進体制の強化」、第三段階(Tools)に対応するものとして「規制改革の道具立ての活用促進と再構築」の三つの観点から、政府に求める方針を順次提示する。

(Ⅰ) 骨太方針における規制改革の明確な位置づけ

① 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」における規制改革の独立項目としての位置づけ

規制改革は、これまでも歴代政権の重要政策として位置づけられ、毎年の規制改革実施計画の閣議決定を通じて個別の改革事項が着実に進められてきた。他方、政府の経済財政運営の方向性を示す政策文書である「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる骨太方針)においては、規制改革は産業政策、地方創生、特区制度等の各項目に分散して記述されるにとどまり、独立の項目として位置づけられたことはない。骨太方針は、毎年の予算編成及び各府省の政策展開を方向づける羅針盤であり、規制改革を骨太方針において独立の項目として位置づけることは、規制改革を経済成長戦略の中核として再定義し、各府省横断の取組として加速させるための強い政治的メッセージとなる。

政府は、本年夏に策定予定の「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(いわゆる骨太方針)において、規制改革を経済成長戦略の中核として明確に位置づける観点から、独立した項目を設け、規制改革実施計画等と一体的に強力に実行に移す明確な方針を示すべきである。

② 規制改革実施計画と骨太方針との連動の強化

規制改革実施計画には各分野の具体的改革事項が網羅的に記載される一方、骨太方針本文においては規制改革に関する記載が分散的・抽象的にとどまり、両者の連動が十分に図られているとは言い難い。規制改革を国家戦略の中核として位置づけ、強力に推進していくためには、規制改革実施計画に記載される改革事項のうち、

社会経済構造の変革に関わる重要なものについて、骨太方針本文において明記し、政府全体の重要政策として位置づけることが不可欠である。これにより、骨太方針における政治的メッセージと規制改革実施計画における実行工程が一体的に運用され、規制改革の推進力が制度的に確保される。

政府は、規制改革実施計画と骨太方針との連動を強化し、規制改革実施計画に記載される改革事項のうち重要なものについて、骨太方針本文において明記すべきである。

(2) 規制改革推進体制の強化

① 既得権益と政治的影響力との結びつきによる改革停滞構造の打破

規制改革が国民全体に大きな便益をもたらすものであっても、改革の対象となる既存業界の組織的な影響力が、改革の検討から決定までの過程に強く作用することによって、合理的な改革が政治的に決断されないという構造が、我が国の規制改革を長年にわたり停滞させてきた要因の一つである。この影響力は、各府省の事務方及び政務の判断過程にまで及んでおり、規制改革推進体制の実効性を内側から制約する構造的な要因となっている。規制改革の推進体制を強化するに当たっては、こうした構造に正面から向き合うことが不可欠であり、内閣総理大臣のリーダーシップの下、規制改革担当大臣をはじめとする関係閣僚が、既得権益との対峙に係る政治的責任を引き受ける体制を確立することが求められる。

政府は、既得権益との関係において合理的な改革が政治的に決断されない構造を打破するため、内閣総理大臣のリーダーシップの下、規制改革担当大臣をはじめとする関係閣僚が、既得権益との対峙に係る政治的責任を明確に引き受け、関係省庁の取組を強力に促進するとともに、改革の障害となる事項について、躊躇なく政治的判断を下す体制を確立すべきである。

② 「AI 臨調(仮称)」をはじめとする AI 時代の改革推進体制の構築

AI をはじめとする破壊的技術が急速に進化し、社会経済構造の変革を主導する基盤として機能するようになった現在、規制改革・デジタル・AI は、もはや切り離して論じることができない一体不可分のテーマとなっている。にもかかわらず、現状では、デジタル行財政改革会議、規制改革推進会議、AI 戦略本部等の関係組織がそれぞれの所管事項に応じて個別に検討を進めており、AI 時代の社会経済構造の変革を包括的網羅的に企画・実行するための司令塔機能は、政府部内に確立されていない。また、規制改革を実効性あるものとするためには、AI・デジタル分野におけるデータへの継続的かつ計画的なアクセスの確保が不可欠であるところ、現行のデジタル行財政改革会議の下で進められているデータ検討の枠組みについても、組織の改編に伴いその継続性が損なわれる懸念がある。AI 時代の改革を主導するためには、規制改革・デジタル・AI の三分野を一体的に企画・実行する強力な司令塔組織、いわゆる「AI 臨調(仮称)」が不可欠であり、現行のデジタル行財政改革会議、規制改革推進会議、AI 戦略本部等の関係組織の連携強化を含め、これら三分野の一体的な施策推進に向けた体制整備の検討を進める必要がある。

政府は、規制改革・デジタル・AI の一体的な施策推進とこれら三分野を包括的かつ網羅的に企画・実行するような体制整備の検討を進めるとともに、規制改革を支える基盤として、AI・デジタル分野におけるデータへの継続的かつ計画的なアクセスを確保する仕組みを同組織の所掌として位置づけ、個別分野における具体の規制

改革を機動的に取り扱う規制改革推進会議との間で、明確な役割分担の下に AI 時代の改革推進体制を構築すべきである。

③ 規制改革推進会議事務局の抜本的強化

規制改革推進会議は、各分野の専門家による議論を通じて毎年の規制改革実施計画の策定に大きな役割を果たしてきた。他方、現場の事業者や利用者からは、改革の検討から実現までに長期間を要すること、検討過程で当初の問題意識が後退してしまう事例があることなど、推進体制の実効性をめぐる声が依然として根強い。これらの課題の背景には、現行の事務局体制の下では、改革検討から実装までを一気通貫で担うとともに、各府省の所管行政に対して横断的に切り込んでいく機能が必ずしも十分に発揮されていないという構造的な問題がある。特に、規制改革の具体的な改革事項の検討と各府省との調整を、結局は所管府省に委ねざるを得ない構造が、改革の停滞と問題意識の後退を招く根本的な要因となっている。本年二月の規制改革推進会議中間答申を受けて、規制改革項目を日本成長戦略の官民投資ロードマップに反映させる取組が開始されたことは大きな前進であるが、これを一過性のものに終わらせず制度として定着させるためには、推進体制そのものの抜本的な再構築が不可欠である。

政府は、規制改革推進会議事務局について、省庁の枠を超えて迅速かつ戦略的に政策を進めるため、各府省からの出向職員に加え、規制法務、AI 及びデータ、産業政策等の専門人材を民間からの登用を含めて大幅に拡充するとともに、改革事項の検討及び各府省との調整を担う事務局体制の強化を図り、日本成長戦略本部事務局との連携を強化することにより、規制改革と成長戦略を一気通貫で企画・実行できる体制を確立すべきである。

(3) 規制改革の道具立ての活用促進と再構築

① 規制改革の道具立ての活用実績の検証と形骸化制度の再構築

我が国には、規制改革を機動的に進めるための様々な制度的な道具立てが既に整備されている。事業者が新規事業の適法性を所管官庁に確認できるノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）、安心して新規事業活動を行えるように現行規制の解釈や適用の有無を確認できるグレーゾーン解消制度、企業単位で規制の特例措置を受けられる新事業特例制度（企業実証特例制度）、参加者や期間等を限定して実証を行えるプロジェクト型の規制のサンドボックス制度、地域単位で大胆な規制改革を可能とする国家戦略特区制度及び構造改革特区制度などが、その代表例である。しかしながら、これらの制度の多くは、制度導入直後には一定の活用事例があったものの、近年の活用実績は低水準にとどまっており、制度本来の機能が発揮されていない例が散見される。加えて、これら道具立てが本来有する、規制改革のエビデンスを行政が主体的に収集し、全国展開につなげる機能が、必ずしも体系的に活用されていない状況にある。

政府は、これらの規制改革の道具立てについて、活用実績の検証と公表を定期的に行うとともに、利用が低水準にとどまっている制度については、形骸化の原因を運用面・制度面の双方から検証し、利用者目線に立った運用改善、制度の統廃合、必要に応じた廃止と再設計を含め、機能する制度として作り直すべきである。

② ノーアクションレター制度の抜本的見直し

ノーアクションレター制度は、事業者が新規事業の適法性をあらかじめ所管行政庁に確認することができる仕組みであり、本来であれば新技術や新サービスの社会実装の入口となるべき制度である。しかしながら、年間の利用実績が極めて少ない状況が続いており、事業者が新規事業の適法性をめぐる懸念を抱えながらも、本来であれば最初に活用されるべきこの制度に持ち込むのではなく、規制改革推進会議への要望提起という遠回りの経路を選ばざるを得ない事例が頻発している。この背景には、制度の認知が事業者の間で十分に浸透していないという周知の問題に加え、規制を所管する行政庁自身に照会する制度構造の下では回答内容の予見可能性が確保されにくいこと、照会対象となる法令の範囲が各府省の細則において限定的に設定されていること、回答までの期間が事業の意思決定のタイミングに必ずしも合致しないことなど、運用面・制度面の双方にわたる構造的な要因が複合的に作用している。本来であれば新規事業の入口として機能すべき制度が形骸化し、事業者が本制度を経由しない遠回りの経路に流れる構造そのものを、抜本的に見直す必要がある。

政府は、ノーアクションレター制度について、利用が進まない原因を抜本的に検証した上で、制度の認知促進、照会対象法令の範囲の見直し、回答までの期間の合理的な設定と回答遅延に対する制度的圧力の確保、回答内容の予見可能性の向上等を通じて、事業者にとって真に使える制度として再設計すべきである。

③ 規制のサンドボックス制度の利用拡大に向けた審査の迅速化・本制度化ルートの明確化

規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）は、参加者と期間を限定して規制の適用を停止し、実証を通じて規制の合理性を検証することができる仕組みとして、AIをはじめとする破壊的技術の社会実装に不可欠な制度である。しかしながら、現行の運用においては、案件審査のスピードが技術進化のスピードに追従できておらず、制度本来の機動性が発揮されていない。また、実証から得られるデータが、規制・制度設計の見直しに体系的に活用される仕組みも十分には整っていない。加えて、新事業特例制度を含む規制改革の道具立て全般について、本来想定された利用実態と現実の運用が必ずしも一致していないとの指摘もあり、制度の本来機能の発揮に向けた運用と体制の改善が求められている。技術進化のスピードと規制整備の時間軸の乖離に対応するためには、産業競争力強化法に基づき常設化されているサンドボックス制度について、その本来の機能が常設的な制度として十分に発揮されるよう、運用改善と利用拡大に向けた取組を進める必要がある。

政府は、産業競争力強化法に基づき常設化されているサンドボックス制度について、その利用拡大に向けた運用改善を進め、AIをはじめとする国家戦略上重要な分野については、規制監督官庁の伴走の下で限定環境下における実証を迅速に開始する仕組みの導入、実証参加事業者から所管行政庁への実証データ提出と当該データの規制・制度設計の見直しへの活用、サンドボックスにおける実証成果を本格的な規制改革に接続するルートの明確化等を通じて、実証で終わらずに社会実装に至る経路を制度として確立すべきである。あわせて、新事業特例制度を含む規制改革の道具立て全般について、制度の本来機能の発揮に向けた運用と体制の改善を進めるべきである。

④ 規制の総量管理及びサンセット方式の導入

我が国の規制は、各府省の所管行政に依りて累積的に増加してきており、社会経済構造の変化に対応した既存規制の見直しが行われていないという指摘がなされている。新規規制が次々と導入される一方、既存規

制の廃止・見直しがそれに見合うペースで進まないという構造は、規制改革の実効性を制度的に支える道具立てが整っていないことに起因する。海外においては、新規規制の導入に当たって既存規制の廃止を併せて求める制度や、既存規制に期限を設けて定期的に見直しを行うサンセット方式が導入されており、規制の総量に対する制度的な圧力を確保する仕組みとして機能している。我が国においても、規制改革の実効性を制度的に担保する道具立てとして、こうした仕組みを導入することを検討すべき時期に来ている。

政府は、新規規制の導入に当たって既存規制の廃止又は見直しを併せて求める規制の総量管理の仕組み、及び既存規制に期限を設けて定期的な見直しを行うサンセット方式の導入の検討を進めるとともに、既存規制に係る政策評価について制度の検証と必要な見直しを行うべきである。

2 各論

本提言の各論の中核に置くのは、「副首都」と「AI」である。副首都は、規制改革のフロントランナーとして規制改革を実装する場であり、AI は、全産業の構造変革を駆動する基盤技術である。両者は性質を異にしつつも、いずれも我が国の社会経済全体の構造に横断的に作用する基盤領域であり、ここでの規制改革の成否が、我が国の成長軌道への復帰を左右する。

これに加え、本提言は、技術又は制度が既に実用段階に達しているにもかかわらず、現行の規制が社会実装の主たる阻害要因となっている領域を取り上げる。限られた政策資源の下で規制改革の実効性を確保するためには、改革を待つ社会的便益が既に明らかである領域に焦点を当て、改革のスピードと深度を確保することが不可欠である。

以上の二つの観点から本提言が取り上げる領域は、高市内閣が令和七年十二月の日本成長戦略会議において指定した『危機管理投資・成長投資』の十七の戦略分野及び規制改革推進会議における重点検討領域と、対象範囲においておおむね重なるものである。なお、本提言の対象としていない領域に係る個別具体の規制改革については、今後の議論の進展に応じて順次提示することとする。

(1) 副首都の実現に向けた官民連携・規制緩和の活用

① 副首都の実現に向けた政府機能の集約・強化と官民連携・規制緩和の活用

我が国は、東京一極集中の是正と二極の、ひいては多極分散型の経済圏の構築に向け、副首都の実現に取り組むべき局面にある。副首都の大きな意義の一つは、首都圏に過度に集中している経済・社会・行政の諸機能を分散し、二極の、ひいては多極分散型の経済圏を構築することで、人口減少時代における持続的な発展を実現することにある。あわせて、副首都は、首都直下地震をはじめとする大規模自然災害時に、首都圏において行政中枢機能の維持が困難となる事態を想定した政府の代替拠点としての役割を併せ持つものであり、副首都構想の議論を踏まえつつ、政府業務継続計画（BCP）の見直しと併せて、政府の代替拠点に係る環境整備の検討を深化・具体化させる必要がある。同時に、代替拠点のみならず、そもそもの首都の政府中枢自体についても、大規模災害時に国家としての意思決定能力を維持し、経済社会の基盤的機能を確保する観点から、防災性能の強化及び業務継続性の向上に係る環境整備を並行して進める必要がある。これら副首都に係る政府機能の集約・強化、及びこれと並行する首都中枢の環境整備は、長期かつ大規模な事業となることが見込まれることから、新たな財

政負担が生じないよう、官民連携及び規制緩和を中核とする手法により民間資金及び民間活力を最大限活用することが、副首都の実装を加速させる戦略的選択である。災害時にはサイバー攻撃や重要物資の供給途絶等のリスクが懸念され、災害時における政府機能の維持は経済安全保障上の観点からも喫緊の課題となっていることから、これら環境整備は、国家のリスクマネジメントとしての危機管理投資の観点からも、国民の理解と信頼を得つつ、事業管理を徹底しながら進めるべきものである。

政府は、副首都の実現に向けた政府機能の集約・強化を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、副首都構想の議論を踏まえつつ、政府の代替拠点及び首都中枢に係る環境整備について、官民連携及び規制緩和を中核とする手法により民間資金及び民間活力を最大限活用する取組を進めるべきである。

② 副首都を活用した先進的な規制改革の集中的実装

我が国における規制改革は、技術進化と社会経済構造の変革のスピードが急速に高まる中、改革のスピードと深度の両面においてはまだ十分とは言い難い。地域を限定して大胆な規制改革を集中的に実施する仕組みとして、国家戦略特区制度及び構造改革特区制度をはじめとする地域型の規制改革制度が整備されてきたが、これらの制度は対象が個別の規制特例にとどまり、地域社会全体の構造変革を駆動するには至っていない。副首都は、東京一極集中の是正と二極の、ひいては多極分散型の経済圏の構築という基本的な役割に加え、現行の規制の枠を超えた先進的な取組を集中的に実装するフロントランナーとしての機能を担い得るものであり、本提言の各論において提示する分野横断的な規制改革の取組を、副首都を起点として先行的かつ集中的に実装する経路を確立することで、副首都を実験都市として活用しつつ規制改革を加速させることが可能となる。具体的には、自動運転をはじめとする次世代モビリティ、AIを活用した行政・産業の高度化等について、副首都を先行実装の場として活用することにより、規制改革のフロントランナーとしての副首都の機能を実体化させることができる。

政府は、副首都を活用した先進的な規制改革の集中的実装を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、副首都を分野横断的な規制改革の先行実装の場として活用する制度的経路の整備、国家戦略特区制度をはじめとする現行の地域型規制改革の道具立ての副首都への重点的な配分等に取り組むべきである。

(2) AI時代における社会実装の加速

① AIを活用した新サービスに係る予見可能性の向上

AIを活用した新サービスの社会実装は既に現場で進行しており、AI登場以前の法令及びガイドラインに照らした違法性の懸念から、事業者が事業展開を進められない事例が頻発している。事業者が新サービスを提供しようとするたびに、所管官庁に個別に解釈を確認することを余儀なくされる現行の運用は、社会実装の遅滞を招くとともに、事業者の予見可能性を著しく損なっている。現行制度の枠組みの中でも、短期的に、事業者の予見可能性を高め、AI活用を妨げる各種規制を見直すことで、新サービスの社会実装の遅滞を解消する取組が早急に求められる。特に、人手不足に対応する省人化技術の活用に向けては、AI活用を妨げる各種規制について包括的な見直しが必要である。

政府は、AIを活用した新サービスについて、関係府省における現行法令との関係の整理、人手不足に対応する省人化技術の活用に向けた府省庁横断での法制度、ガイドライン、運用ルールの必要な見直し等を通じて、事業者の予見可能性を高めるための取組を進めるべきである。

② 事後監督型・ネガティブリスト型規制への AI・デジタル分野における重心移行

AI は、製造、物流・交通、情報通信、金融、創薬等の市場性のある分野から、医療・介護・福祉、農林水産、建設、教育、行政、エネルギー等の公共性のある分野、さらには防衛、警察、防災・消防、サイバー、海洋、宇宙、科学研究等の戦略性のある分野まで、社会のあらゆる領域において急速に実装段階へと移行しつつある。しかしながら、これらの技術の社会実装に当たって、所管官庁が新技術に関する規制の解釈を求められた際、実証や調査、所管審議会での検討を経て回答するという従来型の意味決定プロセスでは、回答が出る頃には対象技術が陳腐化していることすら起こり得る。事前にあらゆる利用形態を想定して規制を設計する従来型の手法は、AI・デジタル分野のような技術進化のスピードが極めて速く、規制の意味決定の遅延がもたらす機会費用が著しく高い分野においては、もはや有効に機能し得ない。こうした分野においては、規制設計の根本的な転換を図り、規制官庁の判断を待ちつつ新技術の利用可否を見極める従来型の構造から、禁止すべき行為のみを明確に列挙し、それ以外は原則として自由とする事後監督型・ネガティブリスト型の規制設計への中長期的な重心移行を進めることが不可欠である。

政府は、AI・デジタル分野をはじめとする技術進化のスピードが速く、規制の意味決定の遅延がもたらす機会費用が高い分野について、事後監督型・ネガティブリスト型への規制設計の中長期的な重心移行を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、ノーアクションレター制度の抜本的見直し及び規制のサンドボックス制度の高度化と一体的に推進すべきである。

③ AI をめぐる事故時の責任構造の整理

AI の社会実装は、医療、自動運転をはじめとする、人の生命・身体や権利・利益に直接関わる領域に及んでいる。これに伴い、事故や問題発生時の責任の所在をめぐる議論が、技術開発と社会実装の双方の阻害要因として顕在化している。令和八年四月に経済産業省が『AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き』を公表するなど、現行法令の解釈適用についての検討は進められつつあるが、AI による判断・推論を起点として損害が発生した場合の開発者・提供者・運用者・利用者の責任の役割分担は依然として不明確であり、また、開発者個人の過失を罰する構造を前提とした責任論は、技術への投資と挑戦を萎縮させる要因となっている。現行法令の解釈適用にとどまらず、責任体系のあり方そのものについて引き続き検討を進める必要がある。

政府は、AI をめぐる事故時の責任構造の整理を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、AI による判断・推論を起点として損害が発生した場合の開発者・提供者・運用者・利用者の責任の役割分担の明確化、開発者個人の過失責任に依存しない責任体系の検討等を通じて、AI の社会実装の阻害要因の解消に取り組むべきである。

(3) 移動・交通分野における社会実装の加速

① ライドシェアの本格導入

人口減少と運転手不足の進行により、地方においては恒常的にタクシーが不足しているとともに、都市部においても、深夜・早朝、観光繁忙期、悪天候時を中心にタクシーが不足し、住民及び来訪者の移動手段が確保でき

ない状況が常態化している。政府は、令和六年七月に国土交通省「交通空白」解消本部を設置するなど交通空白の解消に向けた取組を進めており、自動運転を活用した移動手段の確保についても社会実装に向けた検討が進められているが、これらの取組の本格的な普及には相当の時間を要することが見込まれており、その間も地方の住民及び来訪者の移動手段の不足は深刻化を続ける。海外においては、ライドシェアが移動手段の不足に対する一般的な解決策として広く普及している一方、令和六年四月に運用が開始された我が国の日本版ライドシェア制度（道路運送法第七十八条第三号に基づく自家用車活用事業）においては、運営主体がタクシー事業者に限定され、運行可能な時間帯・地域・台数が制限され、運賃もタクシーと同水準とされるなど、本来のライドシェアが備える供給の柔軟性が制約されている。また、需給に応じた料金変動を可能とするダイナミックプライシングも採用されておらず、需要のピーク時間帯における供給拡大のインセンティブが働きにくい構造となっている。日本維新の会は、令和七年四月、ライドシェアの本格導入のため、運営主体の限定撤廃、ダイナミックプライシングの導入及びデジタル時代に対応した運行管理を内容とする「ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案」を衆議院に提出している。改革の先送りは、地域社会の維持と国民生活の向上を一層困難にするものであり、移動の自由を国民に保障し、地域経済の活性化を実現するためには、現行制度の枠を超えた本格的な制度設計に踏み込むことが不可欠である。

政府は、移動の自由を国民に保障し、地域経済の活性化と国民生活の向上を実現する観点から、ライドシェアの本格導入を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、利用者の安全の確保を前提として、運営主体に係る参入障壁の撤廃、運行制限の合理化、ダイナミックプライシングの導入を含む制度設計の検討を進めるべきである。なお、検討に当たっては、既存のタクシー事業者の経営環境への影響に配慮した適切な経過措置及び共存策を、制度設計と一体的に講じるべきである。

② 自動運転レベル4の社会実装

自動運転レベル4は、令和五年四月施行の改正道路交通法により制度上解禁され、令和六年十二月には全国で初めてレベル4の自動運転による路線バスの営業運行が開始されるなど、社会実装に向けた取組が進められている。しかしながら、現行の道路運送法の下では、旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のみが旅客運送サービスを提供することができる構造となっており、AI技術を有するスタートアップ企業をはじめとする新規事業者が、自動運転技術と旅客運送サービスを一体的に展開することが困難となっている。また、現行のレベル4運行は限定的な地域・路線における営業運行にとどまっており、地域や路線の拡大に向けた制度整備も道半ばである。さらに、現行の道路運送法は運転者の存在を前提とした運転者要件・運行管理者要件等を中核に据えており、運転者を伴わない自動運転の特性に十分に対応した法体系となっていない。加えて、自動運転に係る制度的論点として議論されてきた、事故調査体制の確保のための運輸安全委員会設置法の改正、自動運転車両の保安基準の整備、自動運転事故における運行管理者・車両製造者等の責任関係の整理等についても、その後の議論の進展が必ずしも十分でないとの指摘があり、過去に提起された論点を含めて適切に整理していくことが求められる。

政府は、自動運転レベル4の社会実装を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、自動運転による旅客運送サービスにおける新規参入の促進、運行可能地域・路線の拡大、運転者を伴わない自動運転の特性に対応した関連法令の見直し、運輸安全委員会設置法の改正を含む事故調査体制の整備、自動運転車両の保安基準の整備、自動運転事故における責任関係の整理等に取り組むべきである。

③ 次世代モビリティの社会実装を支える基盤整備

ドローン及び空飛ぶクルマは、人口減少時代における物流・移動・医療等の地域課題の解決手段として、また我が国の産業競争力を支える次世代モビリティ産業として、社会実装が急がれている。機体認証や飛行ルールの整備が進められてきた一方で、これらの新たなモビリティが日常的に運航される社会を実現するためには、機体側の制度整備のみならず、運航を支える地上側のインフラ整備、空域管理、地域における離着陸場の確保といった基盤面の整備が不可欠である。空飛ぶクルマの離着陸場（バーティポート）の整備に関しては、建築基準法、消防法、都市計画法など複数の法令の適用関係が必ずしも明確でなく、自治体や事業者にとって整備が進めにくい状況がある。また、ドローンの恒常的運航に向けた航路整備や運航管理システムの社会実装についても、関係省庁横断での取組が必要となっている。我が国は、令和七年の大阪・関西万博において空飛ぶクルマの運航事例を蓄積し、世界に先駆けて次世代モビリティの社会実装に向けた知見を有している。

政府は、次世代モビリティの社会実装を支える基盤整備を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、バーティポート整備に係る法令適用関係の明確化、ドローン航路の整備、関係省庁横断での運航管理基盤の構築等に取り組むべきである。

(4) 医療・介護分野における社会実装の加速

① 医療等データの利活用の抜本的拡大

医療費及び介護費が国民経済に占める比重は年々増大している中、限られた医療資源を最適に活用するためには、医療等データの利活用が不可欠である。同時に、医療等データの利活用は、国民一人ひとりが自らの健康情報を活用してよりよい医療・診断・治療を受けるための基盤でもある。政府は、令和五年に策定された医療 DX の推進に関する工程表に基づき、全国医療情報プラットフォームの構築、電子カルテ情報共有サービスの運用開始、標準型電子カルテの開発などを進めてきた。令和七年十二月には医療法等の一部を改正する法律が成立し、全国医療情報プラットフォームが法的に位置づけられたほか、二次利用に関する制度整備も検討されている。しかしながら、現行の電子カルテ情報共有サービスにおいて医療機関間で共有される情報は、診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書のいわゆる三文書と、傷病名、アレルギー、感染症、薬剤アレルギー、検査、処方などのいわゆる六情報に限定されており、診療継続に十分な情報共有を実現するためには、共有対象情報のさらなる拡大が必要である。また、電子カルテの普及率は依然として限定的であり、令和十二年までにおおむね百パーセントとする目標の達成に向けて、クラウド化の推進と中小規模医療機関への導入支援が急務となっている。さらに、現状では、診療現場での医療情報の共有を主眼とする一次利用と、創薬や臨床研究等のためのリアルワールドデータの活用を主眼とする二次利用が、それぞれ電子カルテの標準化、公的データの利用、次世代医療基盤法に基づく民間データの利用といった別個の制度的枠組みの下で進められており、両者を一体的に推進する制度的基盤が確立されていない。加えて、医療機関からのデータ提供については、義務付けの不在や、コスト負担及びリスクに係る整理の遅れにより、リアルワールドデータが十分に集積されない構造的な課題が存在しており、これは諸外国に対して我が国の医療データ基盤の整備を大きく後れさせる要因ともなっている。

政府は、医療等データの利活用の抜本的拡大を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、共有対象情報の範囲拡大、電子カルテのクラウド化と普及の加速、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）基盤の整備、医療

機関からのデータ提供に係るコスト負担及びリスクの整理を含む一次利用と二次利用を一体的に推進する制度的枠組みの整備等に取り組むべきである。

② 医療現場におけるタスクシフト・タスクシェアの推進

医師の働き方改革の進展と医療資源の地域偏在の中で、限られた医療人材を最適に活用するためには、医師から看護師、看護師から介護職への業務範囲の見直し、すなわちタスクシフト・タスクシェアの推進が不可欠である。医師から看護師へのタスクシフトについては、特定行為研修制度の下で研修修了者数が令和六年に一万人を突破するなど、一定の進展が見られる。他方、看護師から介護職へのタスクシフトは依然として進んでいない。例えば、介護職による胃ろうからの栄養投与は認められている一方で、内服薬の投与は看護師でなければ行うことができず、合理的な区分とは言い難い。また、訪問看護ステーションへの薬剤配置が認められていないため、発熱等の急変時に解熱剤等を即時に提供することができず、患者ごとに予測される薬剤を事前に処方するという非効率な運用が常態化している。

政府は、医療現場におけるタスクシフト・タスクシェアの推進を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、看護師から介護職への業務範囲の合理的な見直し、訪問看護ステーションへの薬剤配置等に取り組むべきである。

③ 医療 AI の社会実装

医療画像読影をはじめとする医療 AI は、専門医に比肩する精度を示す技術が出現しており、医師の地域偏在や診療科偏在に伴う医療資源の不足を補う有効な手段となり得る。医療 AI 機器の薬事承認も進められているところであるが、現行の運用においては、医師による読影を完全に AI に置き換えることが認められておらず、がん検診において AI による読影の活用が限定的にとどまっている。また、医療 AI 機器の薬事承認プロセスについても、技術進化のスピードに必ずしも追従できておらず、承認後の機能更新に係る取扱いも明確とは言い難い。

政府は、医療 AI の社会実装について、がん検診における AI 読影の活用拡大、医療 AI 機器の薬事承認プロセスの迅速化、機能更新に係る取扱いの明確化に取り組むべきである。

④ 医療法人の経営に関する制度の在り方の検討

我が国における医療法人については、医療法の規定により、理事長は原則として医師又は歯科医師である理事のうちから選出することとされている。医療機関の経営は、医療の質の確保と並行して、診療報酬制度の下での効率的な経営、設備投資の判断、人材確保等の高度な経営判断を要する領域となっている。経営困難に陥る医療機関が一定数存在する現状を踏まえれば、医療の質と公益性の確保を前提としつつ、経営の専門性を高めるための制度の在り方について、検討を行うことが求められる。

政府は、医療法人の経営に関する制度の在り方について、医療の質と公益性の確保を前提として、理事長要件を含む経営体制の柔軟化に向けた検討を進めるべきである。

⑤ かかりつけ医機能の強化に向けた総合診療科の制度的位置づけの見直し

総合診療専門医制度は平成三十年度に新専門医制度の基本領域として位置づけられた一方、医療法上の標榜診療科として総合診療科を掲げることは認められておらず、開業医が総合診療科を標榜することができない状態が続いている。令和六年六月閣議決定の規制改革実施計画において、総合診療を担う医師への受診を希望する患者の医療へのアクセスを円滑化する観点から、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて令和七年中に結論を得ることとされたが、結論の取りまとめには至っていない。人口減少と医療資源の逼迫が進む中、地域における初期診療と継続的な健康管理を担うかかりつけ医機能の強化が急務であり、その制度的基盤として、総合診療科の標榜要件の見直しが避けて通れない課題となっている。

政府は、総合診療を担う医師への受診を希望する患者の医療へのアクセスを円滑化する観点から、令和六年六月閣議決定の規制改革実施計画の方針に基づき、総合診療科を医療法上の標榜診療科として位置づけることを含む制度的取扱いの見直しについて、明確な工程の下で速やかに結論を得て実施すべきである。

(5) 労働分野における社会実装の加速

① 高度専門人材に係る労働時間規制の弾力化

我が国における労働時間規制は、製造業を中心とした画一的な労働形態を前提として整備されてきたものであり、知識集約型産業の比重が高まり、業務遂行の方法や時間配分について労働者の裁量に委ねられる業務が増加している現状に必ずしも適合していない。政府は、本年二月の施政方針演説において裁量労働制の見直しの検討の方針を示し、本年三月から日本成長戦略会議労働市場改革分科会において議論を開始するなど、労働時間法制の見直しに向けた取組を進めている。我が党としても、この方向性を強く支持するものである。裁量労働制については、対象業務が法令で厳格に規定され、企業における適用可否の判断が困難であるとの指摘が継続しており、適用範囲の拡大が課題となっている。また、高度プロフェSSIONAL制度についても、年収要件をはじめとする適用要件が厳格に過ぎるため、制度の対象となる労働者は極めて限定的にとどまっており、成長を目指す若い高度専門人材が活用できる制度となっていない。スタートアップをはじめとする成長企業において、高度専門人材が自らの裁量で柔軟に働くことを可能とするためには、労働者保護の本質を確保しつつ、高度専門人材に係る労働時間規制を弾力化することが不可欠である。

政府は、高度専門人材に係る労働時間規制の弾力化を、政府の規制改革の重要課題として位置づけ、裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行うべきである。

② 副業・兼業に係る労働時間通算規定の見直し

副業・兼業は、労働者のキャリア形成、所得向上及び多様な働き方の実現に資するものであり、政府は、副業・兼業の促進に関するガイドラインの策定など取組を進めてきた。しかしながら、現行の労働基準法上、複数の事業主の下で働く労働者の労働時間は通算され、通算した労働時間が法定労働時間を超えた場合には、割増賃金の支払義務を負う構造となっている。この労働時間通算規定により、本業及び副業のいずれの事業主にとっても、労働時間管理及び健康管理の負担が大きく、副業・兼業を希望する労働者を受け入れることに慎重とならざるを得ない実態がある。労働者の健康確保の重要性は当然の前提としつつ、副業・兼業の本格的な普及のためには、労働時間管理の責任の在り方について、見直しが求められる。

政府は、副業・兼業に係る労働時間通算規定の見直しについて、労働者の健康確保を前提として検討を進めるべきである。

③ 解雇無効時の金銭救済制度の創設に向けた検討

我が国の労働市場においては、解雇に関するルールが不明確であることが、解雇をめぐる紛争の発生やその解決の長期化の要因となるとともに、対内直接投資の阻害要因の一つとして指摘されてきた。労働者の側にとっても、不当解雇が無効と判断された場合に職場復帰以外の選択肢が事実上限られている現行制度の下では、紛争解決の予見可能性が低く、必ずしも労働者の利益にかなっていない側面がある。我が党は、かねてよりセーフティネットを確実に整備するとともに、労働契約の更改や終了に関するルールの明確化と、解雇が無効とされた場合における金銭救済制度の導入を主張してきたところであり、令和七年十一月に厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会において、「解雇無効時の金銭救済制度」に関する有識者検討会の立ち上げ方針が示され、今後議論が進められることは、大きな前進である。無効な解雇についての労働者の選択肢を増やすという観点から、過去の検討の蓄積を踏まえた本検討を加速することが求められる。

政府は、解雇無効時の金銭救済制度の創設に向けた検討を加速し、解雇による不利益と解決金水準との関係等について、過去の検討の蓄積を踏まえ、有識者検討会における議論を進めるべきである。

終わりに

本年の骨太方針は、高市内閣の経済財政運営の方針を明確に示すものとして、本年四月の経済財政諮問会議における予算編成の在り方の抜本的見直しの議論の方向性に沿い、補正予算に過度に依存しない真に責任ある予算編成、租税特別措置・補助金等の聖域なきゼロベース見直しを含む歳出改革と一体的に運用されることが求められる。規制改革は、こうした責任ある経済財政運営の根幹を支える成長戦略の中核であり、本提言の各事項を骨太方針の独立項目として位置づけ、規制改革実施計画と一体的に強力に実行に移していくことが、現下の局面において不可欠である。我が党は、本提言を踏まえた政府の規制改革の推進を、強い決意をもって後押ししていく所存である。

以上